「外国人材等日本語学習支援事業費補助金」に関するＱ＆Ａ

Ｑ１：　外国人材の在留資格に制限はありますか。

Ａ１：　　制限はありません。どの在留資格でも対象です。

Ｑ２：　申請期間内であれば、複数回申請することは可能ですか。

Ａ２：　　可能です。ただし、１事業者当たりの補助上限額は20万円です。

Ｑ３：　１つの法人が複数の事業所を運営している場合、事業所ごとに申請可能ですか。

Ａ３：　　可能です。

Ｑ４：　申請者は本社と事業所では、どちらにしたらよいでしょうか。

Ａ４：　　対象者が森町内の事業所に雇用されていることを確認できれば、本社、事業所のいずれでも構いません。

　なお、申請者、在職証明書の証明者及び日本語学習支援の費用負担者は、同一事業所等であることが望ましいです。

Ｑ５：　外国人材等の定義は何ですか。

Ａ５：　　日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者のうち、森町内で就労する者をいいます。

Ｑ６：　在職証明書に様式はありますか。

Ａ６：　　指定する様式はありませんので、貴社が使用している様式で申請してください。

　ただし、申請日時点で、該当の外国人材が貴社に在職していることを証明してください。

Ｑ７：　研修を複数人で受講した場合は対象になりますか。

Ａ７：　　対象になります。ただし、日本語能力試験のN3以上に合格者した人のみが対象です。１人当たりの経費が定められている場合はその経費を、そうでない場合は研修に参加した人数で按分（あん）して１人当たりの経費を算出してください。

Ｑ８：　オンラインでの受講は対象となりますか。

Ａ８：　　なります。

Ｑ９：　２年コースの日本語学校の場合、２年分の費用が対象経費になりますか。

Ａ９：　　なりません。申請する年度（日本語能力試験のN3以上に合格した年度）に掛かる経費のみが対象です。

Q10：日本語能力試験の受験料のみ事業者が負担した場合、補助の対象になりますか。

A10：　　日本語能力試験補助事業のみ対象になります。

Q11：書店等で購入した教科書代や教材費は補助対象になりますか。

A11：　　講師が指定する教科書代や教材費であれば対象です。

Q12：翻訳機や電子辞書、オンライン受講用のパソコン・タブレット等の機器を購入・リースする経費は対象となりますか。

A12：　　なりません。

Q13：交付決定及び確定は先着順ですか。

A13：　　受理した申請書類から順番に審査の上、適正と認められた事業から先着して交付決定及び確定を行います。予算に到達次第、本補助金の募集を締切ります。

問合せ
森町総務課行政係　TEL 0538－85－6300
住所　〒437－0293　周智郡森町森2101－1